

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年10月31日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年11月18日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成23年11月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （揚水施設改修）平田地区	観音寺市経済部農林水産課
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修）川北1号地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修）川北2号地区	”
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （ため池改修）谷田池地区	”